

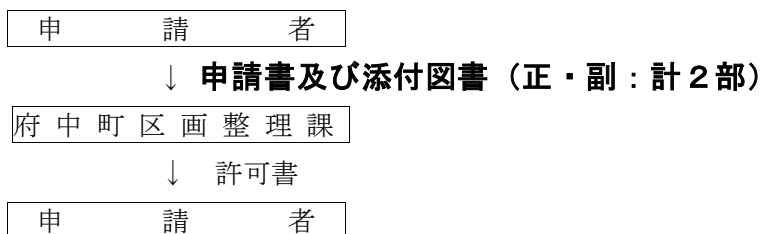
向洋駅周辺土地区画整理事業施行区域内での建築行為等の許可について

向洋駅周辺土地区画整理事業施行区域内で、建築工事及び工作物築造工事等を行う場合は、土地区画整理法第76条第1項の規定による町長の許可が必要です。

「土地区画整理法第76条第1項の規定による許可」とは、土地区画整理事業の障害となる建築行為等防止のため、事業計画の決定の公告日の翌日から換地処分の公告日までの期間において、事業施行区域内で次の行為を行おうとする者が、受けなければならない許可です。

1. 土地の形質の変更（切土・盛土）の場合
2. 建築物・工作物（塀・擁壁・車庫等）の新築、増築、改築の場合
3. 移動が容易でないもの（5トンを超える）を設置もしくはたい積する場合

許可申請手続きの流れ



- ※ 1 許可申請の内容が建築基準法第6条に該当し、確認の申請を必要とするときは、同法の規定により建築主事の確認を受けなければなりません。
- ※ 2 工事に際しては、事前に（着工日及び工事の日程等）区画整理課と調整してください。

申請書に添付する図書

図書名	記入内容等
付近見取図	A4の土地区画整理事業の設計図（HPからダウンロード）を使用し、申請位置を朱で表示し、「申請位置」と記入してください。
・仮換地指定通知書（写） ・仮換地指定図（写）（縮尺1/500以上） （使用収益開始通知書と付属の図面でも可）	申請位置を朱で表示する。
配置図（給排水図・排水勾配図を含む） （縮尺1/100以上）	・敷地境界は朱で明記し、境界から構造物までの距離を記入してください。 ・敷地の周囲辺長を記入してください。 ●建物の場合 ・建物、車庫等について位置を記入してください。 ・給水、汚水、雨水、ガス等の設備計画を記入してください。 ・建築面積・延床面積を記入（算定根拠も記載）してください。 ●工作物の場合 ・工作物一覧表を添付してください。 ・各施設のタイプ別に名称、種別、延長、箇所を表示してください。

	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の縦断面図（計画前後）、横断面図（計画前後）及び土量計算書を添付してください。 ・擁壁、石積等の位置を記入してください。
平面図 （縮尺 1/100 以上）	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・建物の各階平面図を添付してください。 ●土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・土地平面図
立面図 （縮尺 1/100 以上）	道路斜線・隣地斜線・建物の軒高、最高の高さを記入してください。
構造図 （縮尺 1/20）	工作物を設置する場合には必要です。
土地登記簿謄本 （仮換地指定後に所有権移転があったが、仮換地指定調書の名義に変更がない場合に必要）	「従前地の地番」の謄本を添付してください。
住民票謄本 （土地登記簿謄本に記載されている住所と申請者の住所が異なる場合に必要）	
土地使用承諾書（賃貸借契約書・写） （土地所有者と申請者が異なる場合に必要）	土地の使用を承諾する旨の文面、土地所有者の住所・氏名（自署）・連絡先、土地を使用する者の住所・氏名、土地の地番（従前地）と仮換地、土地の面積（一部使用の場合は「○○㎡のうち××㎡」と記入）、承諾年月日。 （土地所有者に確認の連絡をすることがあります） ※土地所有者が死亡し土地登記簿の名義変更がない場合は、相続人全員、共有者の場合は、共有者全員の承諾が必要となります。
占用許可書等 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、水路等の占用 ・農地法関係に基づくもの （申請に係る行為が占用許可等を必要とする場合に必要）	
委任状 （代理人が申請する場合に必要）	委任年月日、委任事項、委任者の住所・氏名（自署）・連絡先を記入、受任者の住所・氏名を記入。（権限確認の連絡をすることがあります）

お問い合わせは、府中町区画整理課

電話（082）286-3124